

大学野球連盟の皆様へ

2026年度 大学野球

# 公式試合賠償責任保険

公式試合賠償責任保険とは、施設賠償責任保険と  
レジャー・サービス施設費用保険のセット商品のペットネームです。



保険期間：2026年4月1日午前0時～2027年4月1日午後4時

(中途加入の場合：補償開始日の午前0時～1年間)

申込締切日：2026年3月13日(金)

払込期日：2026年3月24日(火)

保険契約者：財団法人全日本大学野球連盟加入の各大学野球連盟

【2025年度加入の連盟の皆様】

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容の主な改定点は「P.3記載の【商品改定のご案内】」のとおりとなりますので、ご確認ください。

このパンフレットは、施設賠償責任保険（追加被保険者・交差責任担保特約条項付帯）・レジャー・サービス施設費用保険（傷害見舞費用追加担保特約条項、被災者傷害見舞費用保険金変更特約条項、被災者対応費用追加担保特約条項、災害広告費用不担保特約条項付帯）の概要をご説明したものです。詳しくは、保険約款によります。また公式試合賠償責任保険の内容について保険金のお支払条件その他ご不明な点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

ご契約に際しては、必ず保険約款および重要事項説明書をご確認ください。

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。



# 公式試合賠償責任保険の特長



**① 法律上の損害賠償金だけでなく、争訟費用・緊急措置費用等の損害に対しても保険金をお支払いいたします。【施設賠償責任保険】**

**② 球場で事故（※）が発生したために支出する被災者への対応費用や傷害見舞費用を負担した場合の損害に対して保険金をお支払いいたします。【レジャー・サービス施設費用保険】**

## 契約者 (記名被保険者)

【施設賠償責任保険】

財団法人全日本大学野球連盟に加入する大学野球連盟

【レジャー・サービス施設費用保険】

財団法人全日本大学野球連盟に加入する大学野球連盟、  
財団法人全日本大学野球連盟

この保険は、財団法人全日本大学野球連盟に加入する大学野球連盟を保険契約者とし、上記を記名被保険者とする公式試合賠償責任保険<【施設賠償責任保険】、【レジャー・サービス施設費用保険】のセット商品>です。

## 追加 被保険者

施設賠償責任保険につきましては、記名被保険者のほか、下記の者も被保険者となります。

- ① 球場（学校）施設所有者・管理者
- ② 大会参加校
- ③ 記名被保険者の使用人
- ④ 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
- ⑤ 記名被保険者が法人以外の団体である場合は、その構成員
- ⑥ 記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族

## 対象となる試合

各大学野球連盟が主催する公式試合

(※) レジャー・サービス施設費用保険での事故とは以下の事由をいいます。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂・爆発
- (4) 風・ひょう・水・雪災
- (5) 施設の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊
- (6) 食中毒（貴連盟が対象施設内で製造・販売・提供した飲食物に起因するもので、所轄保健所に届出のあったものに限り。）
- (7) 上記以外の急激かつ偶然な外来の事故（注2）

(注1) 上記（1）～（5）の事故については、対象施設内の建物や工作物等が損害を受けた場合に限り、（7）の事故については施設内で事故が発生した場合に限り、補償の対象となります。

(注2) （7）の事故は、レジャー・サービス施設費用保険に付帯の傷害見舞費用追加担保特約条項、被災者対応費用追加担保特約条項により、追加補償されます。

# ① 補償内容 ②

## (1) 施設賠償責任保険

財団法人全日本大学野球連盟に加入する大学野球連盟指定の球場の施設に起因し、またはそこで行われる財団法人全日本大学野球連盟に加入する大学野球連盟主催の公式試合（試合前後の練習中を含む）運営に起因して保険期間中に日本国内において、他人の身体・生命を害したり、財物を損壊したことについて被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いいたします（ただし、球場（学校）施設所有者・管理者、大会参加校間は他人とみなします）。

### ◇お支払い対象となる損害◇

#### 【事故例】

①打球が球場外に飛び出し、民家や駐車中の自動車に当たり、損害が生じ、法律上の賠償責任を負った。



②球場の屋根がはがれ下にいた観客が負傷し、法律上の賠償責任を負った。



③球場の火災により観客が死傷し、防災対策に問題があったとして法律上の賠償責任を負った。



### ◇お支払いする保険金◇

#### 【お支払いする保険金の種類、および保険金のお支払方法】

(1) 次のような損害賠償金や費用に対して保険金をお支払いします。

##### ①法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（賠償責任の承認又は賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。）

##### ②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

##### ③損害防止軽減費用

保険事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

##### ④緊急措置費用

保険事故になると思われる事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

##### ⑤協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

#### (2) 保険金のお支払方法

上記①の法律上の損害賠償金はその額から免責金額を差し引いた額を、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ ①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

## ◇補償タイプと保険料◇

補償内容		支払限度額	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4
公式試合	身体障害	1名・1事故	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円
	財物損壊	1事故	300万円	500万円	500万円	1000万円
	免責金額 (自己負担額)	1事故につき	3万円	2万円	1万円	1万円
1試合あたりの保険料			620円	810円	1,060円	1,380円

支払限度額とは、お支払いする損害賠償金に係る保険金の最高限度額です。

### 【次年度以降の更新契約についてのご注意点】

保険金のお支払い状況に応じて、次年度の更新契約に関する保険料については上記保険料に則った限りではないことを何卒ご了承下さい。

それぞれのご契約について個別に保険金のお支払い状況を鑑みて、保険料のご提示をさせて頂くこととなります。

恐れ入りますが何卒よろしくお願い致します。

## ◇保険金をお支払いしない主な場合◇

- ・保険契約者・被保険者の故意（※）
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波、または高潮
- ・他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・給排水管、暖冷房装置等からの蒸気または水やスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による損害
- ・施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事による損害
- ・航空機、自動車・原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
- ・核燃料物質、核原料物質、放射性元素または放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます。）に起因する損害（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払の対象となります。）
- ・汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払の対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理による損害
- ・石綿または石綿の代替物質等の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ・医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為、薬品の調剤・投与・販売・供給、その他、特定の（保険約款に定める）有資格者以外の者が行うことが法令で禁じられている行為 など

（※）なお、この適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われるものとします。

### 【商品改定のご案内】

施設賠償責任保険において、従来補償対象外としていた「建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹込み」による損害を補償対象とします。

## (2) レジャー・サービス施設費用保険

対象となる公式試合が行われる球場でおきた、火災、落雷、破裂・爆発、風・ひょう・水・雪災、施設の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、食中毒、その他急激かつ偶然な外来の事故により施設利用者（\*1）が被った傷害につき被保険者が支出する費用に対して保険金をお支払いします。

（法律上の賠償責任の有無にかかわらずお支払いします。但し、損害賠償金として支払われたものはお支払いできません。また、事故発生日から一年以内に支払われたものに限りお支払いします。）

（\*1）対象施設の利用を目的として、対象施設に入場している者をいい、次の者を含みません。

- ア. 被保険者（被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。）およびその者と同居する親族
- イ. 対象施設の業務に従事中の者
- ウ. 対象施設（対象施設が建物の一部であるときは、その建物の他の部分を含みます。）の保守、保安、点検、警備、消防、清掃その他これらに類する業務または新築、改築、増築、改造、修理、取りこわしその他の工事に従事中の者

### ◇お支払い対象となる損害◇

#### 【事故例】

①ファールボールが観客の頭部にあたりケガをし、入院・通院した為お見舞金を支払った。



②球場の階段で転倒し、観客が骨折し入院・通院した為お見舞金を支払った。



③火災、落雷、風災、物体の落下・飛来等によって球場に損害が生じ、観客がケガをし、入院・通院した為お見舞金を支払った。



（注1） ただし、被保険者に損害賠償責任が発生し、損害賠償金として支払った見舞金は対象となりません。

（注2） 利用者が傷害を被った場合の下記費用が対象ですので、メガネ・携帯電話・応援等で使用の楽器等物の損害に対して支出した見舞費用等は保険金お支払対象外です。

#### ① 被災者対応費用

利用者が事故によって傷害を被った結果として死亡した場合、または医師の治療を受けた場合に支出される次の費用

- ・被災者の法定相続人またはその代理人が現地を訪問するための費用(交通費、宿泊費等)
- ・役員、使用人を現地等へ派遣するための費用(交通費、宿泊費等)
- ・通信費用(電話代等)
- ・葬儀費用（被保険者が営む場合） 等

#### ② 被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用

利用者が事故によって傷害を被った結果として死亡した場合または医師の治療を受けた場合に、被災者や遺族に対して慣習として支払った弔慰金、見舞金等

- ・死亡見舞費用
- ・後遺障害見舞費用
- ・入院見舞費用
- ・通院見舞費用

## ◇お支払いする保険金◇

- ①保険金は、被災者対応費用、被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用いずれに対しても、被保険者が負担した額のうち負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる部分について、それぞれの支払限度額を限度にお支払いします。
- ②いずれの費用についても、事故発生日から1年以内に負担した費用に限ります。
- ③いずれの費用についても、損害賠償金として負担したものを除きます。

### 【お支払いする保険金の種類、および保険金のお支払い方法】

#### 事故発生日から一年以内に負担した次の費用です。

被保険者が所有、使用または管理する施設（\*）内の建物や工作物等が火災、落雷、破裂・爆発、台風、暴風雨、洪水、高潮等の風水災、ひょう災、雪災、施設外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊により損害が生じた事故、または被保険者が施設内で製造、販売、提供した飲食物により食中毒が生じた事故やそれら以外に施設内で生じた急激かつ偶然の外来の事故により施設利用者が身体に傷害を被り（被災者となり）、死亡したり医師の治療を受けた場合に被災者や被災者の法定相続人との対応のために要した次の費用をお支払いします。

（\*）財団法人全日本大学野球連盟に加入する大学野球連盟・財団法人全日本大学野球連盟主催の前記「対象となる試合」で使用する球場に限ります。

#### ●被災者対応費用 保険金●

被災者や被災者の法定相続人との対応のために要した次の費用に対してお支払いします。

- ①親族現地訪問費用（被災者1名につき2名分を限度とします）：被災者の法定相続人またはその代理人が現地（事故発生地・被災者収容地）に赴いたときの交通費、ホテル等客室料（1名につき14日分を限度とします）、渡航手続費
- ②役員・使用人派遣費用：被保険者の役員・使用人もしくはこれらの代理人を現地または被災者、被災者の法定相続人もしくはこれらの代理人の住所に派遣したときの交通費、ホテル等客室料、渡航手続費
- ③通信費用：被保険者が必要とした通信費用
- ④対応関係費用：被保険者が被災者の法定相続人またはその代理人と対応したときのホテル・事務所等の応対施設の借上費用、被災者の法定相続人またはその代理人が被保険者の指定する連絡場所を訪問したときの交通費、ホテル等客室料（1名につき14日分を限度とします）、渡航手続費用
- ⑤捜索救助費用：被災者を捜索、救助または移送する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づき支払った費用
- ⑥移送費用：死亡した被災者の遺体輸送費用、治療中の被災者の移転費用（被災者の帰宅費用は控除されます）
- ⑦葬儀費用：死亡した被災者の葬儀を被保険者が営むために支出した費用

#### ●被災者傷害見舞費用保険金・傷害見舞費用保険金●

被災者または被災者の法定相続人に対して慣習として支払った次の費用に対して支払います。

<死亡・後遺障害見舞費用>は事故による傷害の直接の結果、事故日から180日以内に被災者が死亡、または後遺障害が生じ、被保険者が見舞金等を支払った場合に、被災者1名につき障害程度に応じて定める額を限度に、死亡見舞費用保険金または後遺障害見舞費用保険金を支払います。同一事故による死亡見舞費用保険金および後遺障害見舞費用保険金は、1被災者につき、合算して死亡見舞費用支払限度額が限度となります。

<入院見舞費用>は事故による傷害の直接の結果、事故日から180日以内に被災者が入院し、被保険者が、見舞金等を支払った場合、被災者1名につき、その入院期間に応じて定める額を限度に入院見舞費用保険金を支払います。

（注）入院見舞費用保険金の支払いを受けられる期間中、新たに他の傷害を被っても重複してお支払できません。

<通院見舞費用>は事故による傷害の直接の結果、被災者が通院し、被保険者が、見舞金等を支払った場合、被災者1名につき、その通院日数（往診日を含みます。）に応じて定める額を限度に通院見舞費用保険金を支払います。

（注1）事故日から180日を超過した後の通院および入院見舞費用保険金が支払われる期間中の通院は通院日数に含みません。

（注2）通院見舞費用保険金の支払いを受けられる期間中、新たに他の傷害を被っても重複してお支払できません。

## ◇補償タイプと保険料◇

補償内容		支払限度額（被災者1名あたり）			
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	
被災者対応費用		1 事故あたり50万円×被災者数			
被災者傷害見舞費用 ・傷害見舞費用	死亡	50万円	100万円	100万円	
	後遺障害（その程度により100%～4%の所定の割合）	50万円	100万円	100万円	
	入院見舞費用	入院 31日以上	10万円	50万円	100万円
		15日～30日	5万円	30万円	50万円
		8日～14日	3万円	14万円	30万円
		7日以内	2万円	7万円	20万円
	通院見舞費用	通院 31日以上	5万円	25万円	50万円
		15日～30日	3万円	15万円	30万円
		8日～14日	2万円	7万円	20万円
		7日以内	1万円	3.5万円	10万円
1 試合あたりの保険料		<b>165円</b>	<b>452円</b>	<b>753円</b>	

支払限度額とは、お支払いする保険金の最高限度額です。事故対応のために要する上記費用を支払限度額の範囲内でお支払します。

## ◇保険金をお支払いしない主な場合◇

- ・保険契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意、重過失
- ・地震、噴火、津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・被災者自身の故意、重過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・被災者自身の脳疾患、疾病、心神喪失
- ・被災者の妊娠、出産、早産、流産、または外科的手術、その他医療処置
- ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ・被災者自身による自動車または原動機付自転車の無免許運転・酒気帯び運転、麻薬等を使用した状態での運転中に生じた事故
- ・被災者に対する刑の執行
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

等

# 🏏️ ご注意 🏏️

**レジャー・サービス施設費用保険単独ではご加入いただけません。必ず施設賠償責任保険とセットでご加入ください。**

- ・賠償責任が発生するか否かにより、下記のように保険金の支払いがされることになります。いずれの場合にも対応できるようにセットでのご加入をよろしくお願いいたします。
- ・レジャー・サービス施設費用保険のみのご加入はできません。施設賠償責任保険にもご加入下さい。
- ・下記の表は補償の違いを簡略化して表したものです。詳細についてご不明な点はお問い合わせください。

費用の種類		賠償責任が発生する場合	賠償責任が発生しない場合
損害賠償金		○	—
裁判費用・弁護士費用等の争訟費用		○	○
被災者対応費用	法定相続人現地訪問費用	●※	●
	被保険者使用人派遣費用	●※	●
	通信費用	●※	●
	対応関係費用	●※	●
	捜索・救助・移送費用	●※ (ケースにより○)	● (ケースにより○)
	輸送費用・移転費用	●※	●
	合同葬儀費用	●※ (ケースにより○)	● (ケースにより○)
被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用		●※	●

○：施設賠償責任保険の補償対象となります。

●：レジャー・サービス施設費用保険の補償の対象となります。

※：被保険者が損害賠償金として負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用については、レジャー・サービス施設費用保険では補償されず、施設賠償責任保険の補償事由に該当する場合にはそちらで補償されます。

# ① 加入手続き方法 ①

## 1. 「申込書作成依頼書」、「申込書作成依頼書別紙」にご記入・ご捺印の上、それらをご返送ください。



- ①パンフレットP9～11の記入例をご参照ください。
- ②下記書類を、弊社（朝日新聞総合サービス株式会社）へご返送ください。

### 【施設賠償責任保険+レジャー・サービス施設費用保険 加入の場合】

- ・公式試合に係る「施設賠償責任保険」申込書作成依頼書
- ・公式試合に係る「レジャー・サービス施設費用保険」申込書作成依頼書
- ・試合内容内訳表（申込書作成依頼書別紙）
- ・昨年度の試合数を確認できる公表資料・客観的資料コピー

### 【施設賠償責任保険のみ 加入の場合】

- ・公式試合に係る「施設賠償責任保険」申込書作成依頼書
- ・試合内容内訳表（申込書作成依頼書別紙）
- ・昨年度の試合数を確認できる公表資料・客観的資料コピー



☆ レジャー・サービス施設費用保険のみの加入はできません。必ず施設賠償責任保険とセットでご加入ください。

## 2. 弊社より、申込書作成依頼書を基に作成しました「申込書類一式」を送付いたしますので、再度ご捺印の上、ご返送下さい。

## 3. 保険料をお振込みください。

- ①申込書作成依頼書の内容にて、申込書類一式とともに「保険料ご請求書」を同封いたします。
- ②払込期日までに、保険料をお振込みください。



<振込先>

三井住友銀行 新橋支店 普通 1988278  
朝日新聞総合サービス株式会社 大阪支店保険口



## ◇申込締切後に中途加入を希望される場合◇

補償プランを決めていただき、試合数をご確認の上、下記までご連絡ください。

朝日新聞総合サービス株式会社 大阪保険事業部

TEL：06-6231-4546 FAX：06-6231-9531

## 公式試合に係る「施設賠償責任保険」申込書作成依頼書 記入例

### 公式試合に係る「施設賠償責任保険」申込書作成依頼書

〈見積依頼日〉 2026 年 3 月 1 日

公益財団法人全国大学野球連盟

加盟連盟 御中

取扱代理店：朝日新聞総合サービス株式会社  
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

【契約者兼記名被保険者☆】

ご加入時の確認事項確認印捺用

〇〇

(学生・大学) 野球連盟

会長

朝日 太郎

印

#### 【ご加入時の確認事項】

私は自分が保険契約者である団体の構成員であることを確認のうえ、以下のとおり見積を依頼します。また裏面記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容を確認のうえ、同意します。

#### 1. 保険期間

2026年 4月 1日午前0時 ~ 2027年 4月1日午後4時まで

※中途加入の場合：補償開始日の午前0時~1年間

#### 2. 申込内容

(1) 加入タイプに○印を付けてください。[1 試合あたりの保険料]

( ) タイプ1 [620 円] (  ) タイプ2 [810 円] ( ) タイプ3 [1,060 円] ( ) タイプ4 [1,380 円]

(2) 公式試合数・保険料をご記入ください。

<b>試合数☆</b> 昨年度通算試合数+今年度のみ行う大会の試合数 昨年度のみ行われた試合で、すでに昨年度保険料をいただいている試合数は除きます。	<b>90</b> 試合
<b>保険料</b> (1 試合あたりの保険料×試合数)	<b>72,900</b> 円

#### 3. 他の保険契約等

*告知事項申告欄	1. 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか(過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ	2. 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか(過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ	★他の保険契約等(※)	業社名	保険等の種類
	3. 上記1~2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実の具体的な内容を記入	<b>ファウルボールが球場外に飛び出し、 駐車中の車両にぶつかり破損させた。</b>						深開日	支払限度額(保険金額)
								(※) 共済契約を含みます。	

※ご契約の際は、『公式試合に係る「施設賠償責任保険」申込書作成依頼書』、『申込書作成依頼書別紙』にご記入・ご捺印の上、保険料算出基礎数字である前年度の試合数を確認できる公表資料・客観的資料をあわせてご提出ください。到着後、申込書類をご案内させていただきます。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がな

# 公式試合に係る「レジャー・サービス施設費用保険」申込書作成依頼書 記入例

## 公式試合に係る「レジャー・サービス施設費用保険」申込書作成依頼書

〈見積依頼日〉 2026 年 3 月 1 日

公益財団法人全国大学野球連盟

加盟連盟 御中

取扱代理店：朝日新聞総合サービス株式会社  
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

【加入者兼記名被保険者☆】

ご加入時の確認事項確認印添用

〇〇

(学生・大学) 野球連盟

会長 東海 太郎

印

### 【ご加入時の確認事項】

私は自分が保険契約者である団体の構成員であることを確認のうえ、以下のとおり見積を依頼します。また裏面記載の「個人情報取扱に関するご案内」の内容を確認のうえ、同意します。

### 1. 保険期間

2025年 4月 1日午前0時 ~ 2026年 4月 1日午後4時まで

※中途加入の場合：補償開始日の午前0時~1年間

### 2. 申込内容

(1) 加入希望タイプに○印を付けてください。[1 試合あたりの保険料]

( ) Aプラン[165円] (  ) Bプラン[452円] ( ) Cプラン[753円]

(2) 公式試合数・保険料をご記入ください。

<b>試合数☆</b> 昨年度通算試合数+今年度のみ行う大会の試合数 昨年度のみ行われた試合で、すでに昨年度保険料をいただいている試合数は除きます。	<b>90</b> 試合
<b>保険料</b> (1 試合あたりの保険料×試合数)	<b>40,680</b> 円

※1の位は端数処理を致します。

### 3. 他の保険契約等

★他の保険契約等	<input checked="" type="radio"/> (なし) <input type="radio"/> (あり) (当社) <input type="radio"/> (あり) (他社)	会社名	保険等の種類
		満期日	支払限度額

※ご加入の際は、『公式試合に係る「レジャー・サービス施設費用保険」申込書作成依頼書』、『申込書作成依頼書別紙』にご記入・ご捺印の上、保険料算出基礎数字である前年度の試合数を確認できる公表資料・客観的資料をあわせてご提出ください。到着後、申込書類をご案内させていただきます。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

# 申込書作成依頼書別紙 記入例

2026年度

試合数内訳表(申込書作成依頼書別紙)

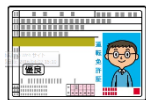
	大会名・行事名	試合数
1	2026年度 春季リーグ戦	30
2	2026年度 新人戦	30
3	2026年度 秋季リーグ戦	30
4		
5		
6		
7	<p>大会名が明記されていない大会の事故につきましては、 保険金支払対象外となります。</p> <p>申込時点で把握できない場合や、追加の大会が発生した場合は、中途加入もできますので、ご相談ください。</p>	
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
<b>合計試合数</b>		<b>90</b>

※昨年度実績の試合数となります。今年度のみ特別開催する大会に関しても含めてご記入ください。  
 ※大会名、行事名が該当しないものに関しましては、保険対象外となりますのでご了承ください。

# もし事故がおこったら…



## ① 被害者の確認



被害者の名前、住所、連絡先をご確認ください。

### (被害が車の場合)

所有者・ナンバー・車種・修理工場の連絡先・担当者もご確認ください。

レジャー・サービス施設費用  
保険での対応となります。

## ② 被害状況の確認

### 【対人の場合】



#### 《施設利用者・業務従事者等以外》

治療費・交通費(※)の領収書を取っていただくようご案内ください。

治療完了後、治療費・交通費領収書コピーを回収の上、保険金振込先の確認が必要となります。

(※) 電車・バスをご利用の場合は、領収書の取付は不要ですが、ルートをご確認ください。



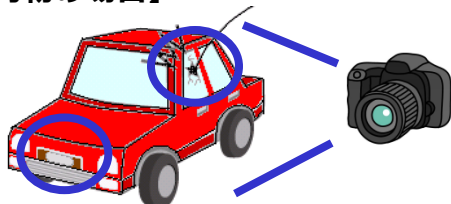
#### 《施設利用者(観客等)》

治療費・交通費(※)の領収書を取っていただくようご案内ください。

治療完了後、治療費・交通費領収書コピーを回収の上、保険金請求書類の取付が必要となります。

★ 治療費全額の保険金支払いができない場合がございます。

### 【対物の場合】



ポイント1：破損状態がはっきり写っている

ポイント2：全体が写っている

ポイント3：車の場合は、ナンバープレートが写っている

損害状況がわかる写真を必ず撮ってください。携帯のカメラで撮影したもので対応可能です。また、修理見積書・請求書のご手配をお願いします。

### (保険金支払対象外の主なもの)

写真代、調査費用、屋根に上がる費用 等

### (被害が車の場合)

修理工場連絡先をご確認ください。必要な場合は、レッカー・レンタカーを大手会社にてご手配ください。

## ③ 事故報告 F A X

必要事項をご確認の上、事故報告書にもれなくご記入いただき、下記まで F A Xをお願いいたします。

平日(土日祝日・年末年始除く) 10:00~18:00 【FAXは24時間受信可能】

FAX番号

06-6231-9

531

物損の写真・修理見積書については、電話にて連絡後、メール送信をお願いします。

E-mail: ags-osakahoken@asahi.com

東京海上日動火災保険株式会社 取扱代理店

朝日新聞総合サービス株式会社 大阪保険事業部

緊急連絡先(上記営業時間外) 事故受付のみの対応となります。契約者・証券番号をお伝えください。

東京海上日動火災保険株式会社

事故受付センター TEL:0120-720-110

# 示談交渉サービスはございません！

保険会社・代理店は被害者と直接お話しができません

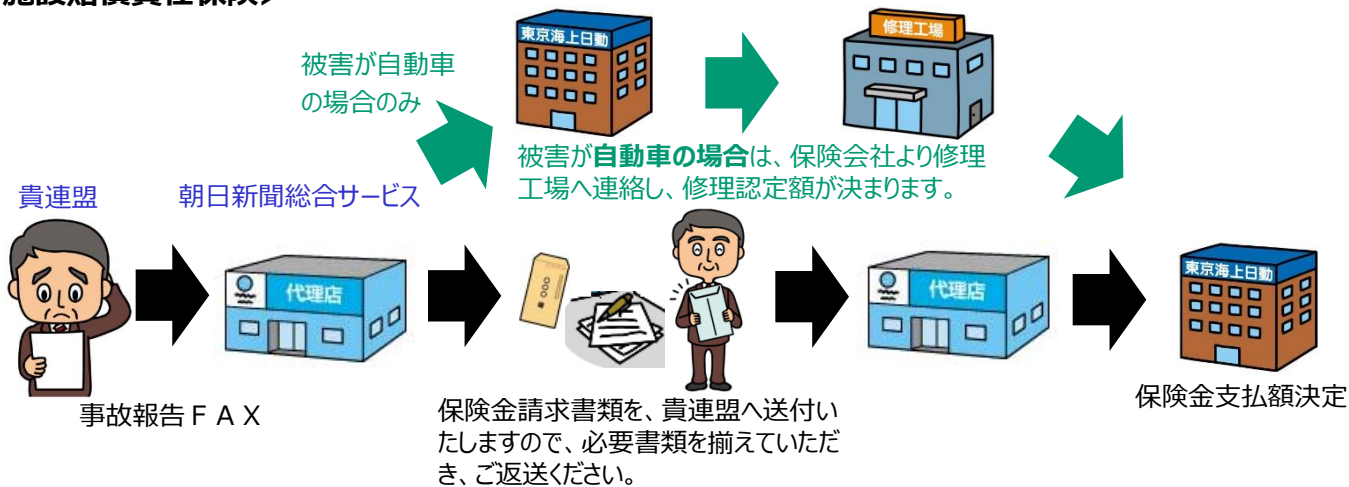
この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

事故が発生した場合は、貴連盟（各大学野球連盟様）が被害者と直接示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。（保険会社・代理店は、貴連盟と被害者の間に入ることにはできません。）

尚、東京海上日動火災保険株式会社の承認を得ないで、示談された場合には、示談金額の全部または、一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

## ◇保険金請求手続きについて◇

### <施設賠償責任保険>



※ 物損の場合は、メール等で先に写真・修理見積書をいただき、保険金支払額が決定してから修理にかかってもらうよう被害者へご案内ください。（修復に関わる費用が対象となるため、修復を超える部分につきましては、保険金支払い対象外となりますので、ご注意ください。）

※ 保険金支払額が決定しましたら、免責金額を差引いた金額をご指定口座へお振込みいたします。

※ 保険金お支払い口座につきましては、対人の場合は被害者の口座を、対物の場合は修理先口座をご指定いただきますようお願いいたします。

### <レジャー・サービス施設費用保険>



※ 保険金お支払い口座につきましては、被害者もしくは親権者の口座をご指定していただきますようお願いいたします。親権者の場合は、健康保険証等の確認資料が必要となります。

# 事故報告書 記入例

朝日新聞総合サービス株式会社 行

FAX 06-6231-9531

## 事故報告書

連盟名	○○ (学生・大学) 野球連盟		
報告者	氏名	東海 太郎	
	連絡先	勤務先	TEL 06-0000-0000
		携帯番号	TEL 090-0000-0000
事故日時	2026年7月20日 午前・午後 10時20分頃		
事故場所(球場名等)	○○市 ○○○スタジアム		
事故住所	〒530-0000 大阪市北区○○○5-5-5		
大会名(開催名)	2026年度 春季リーグ 第○節		
事故状況	○○大学 対 ○○大学の試合中、打者の打ったファウルボールが、三塁側ネットを越えて駐車場に駐車していた車にあたり、フロントガラスを破損させた。		
被害者名	フリガナ	トウカイ ハナコ	
	漢字	東配 花子	
被害者の連絡先	住所	〒541-0000 大阪府中央区○○○1-1-1	
	電話	080-0000-0000	
自動車損害の場合	所有者	車種	登録番号(ナンバープレート)
	東海 花子	プリウス	大阪501あ○○○○
修理工場 <small>※車等修理の場合は必ず明記して下さい</small>	工場名	◇◇自動車工業	
	入庫日	2026年7月20日	
	電話	06-0000-0000	
	担当者	山田	
代車の有無	(有) ・ 無	レッカー搬送有無	有 ・ (無) <small>大手会社にてご手配ください。</small>

← 事故発生時間もお調べください。

← 事故状況を詳しくご記入ください。同日に2件以上の事故がある場合は、どの事故であるか特定できるように、ご記入ください。

← 日中連絡が付きにくい方は、携帯番号をご確認ください。

← 必ず車のナンバープレート番号をご確認ください。

← 入庫日もあわせてお調べください。

※事故が発生した場合は、連盟事故担当者よりこの用紙にてFAXでご一報下さい。

## 事故報告書

連盟名	(学生・大学) 野球連盟			
報告者	氏名			
	連絡先	勤務先	TEL	
		携帯番号	TEL	
事故日時	年	月	日	午前・午後 時 分頃
事故場所(球場名等)				
事故住所				
大会名(開催名)				
事故状況				
被害者名	フリガナ			
	漢字			
被害者の連絡先	住所			
	電話			
自動車損害の場合	所有者	車種	登録番号(ナンバープレート)	
修理工場 ※車等修理の場合は 必ず明記して下さい	工場名			
	在庫日	年	月	日
	電話			
	担当者			
代車の有無	有・無	レッカー搬送有無	有・無	大手会社にてご手配ください。

※事故が発生した場合は、連盟事故担当者よりこの用紙にてFAXでご一報下さい。

## 【ご加入にあたってのご注意】

### <告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

### <通知義務>

（施設賠償責任保険の場合）ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

（レジャー・サービス施設費用保険の場合）ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

### <重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

### <他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

**【保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて】** 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））または、マンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。※保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

### <補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれかのご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社へお問い合わせください。

## 【もし事故が起きたときは】

### <施設賠償責任保険>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面取扱代理店または引受保険会社にご通知下さい。ご連絡が遅れた場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

### <レジャー・サービス施設費用保険>

ご契約者または被保険者が事故の発生を知った場合は、事故発生の日から30日以内に事故発生の状況ならびに他の保険契約等の有無および内容を、書面取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。引受保険会社から説明を求められた場合はこれに応じ、身体の診察または死体の検案を求められたときはこれに協力してください。正当な理由なく通知が遅れたり、協力していただけなかった場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

**【示談交渉サービスは行いません】** この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。

なお、引受保険会社の同意を得ないで示談をされた場合には、示談金額の全部または一部が保険金として支払われない場合がございますのでご注意ください。

### <先取特権について：保険金請求の際のご注意>

施設賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合



## 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と  
手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、  
同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



# 03-4332-5241（全国共通）

受付時間：午前9時15分～午後5時  
（土日祝・年末・年始を除きます。）

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### お問い合わせ先

#### 【取扱代理店】

#### 朝日新聞総合サービス株式会社

大阪保険事業部

〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 NFT17階

TEL.06-6231-4546 FAX.06-6231-9531

営業時間：平日（土日祝日・年末年始除く）10:00～18:00

#### 【引受保険会社】

#### 東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）関西法人営業部 企業チーム

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3-5-12

TEL 06-6203-0480 FAX050-3385-6065

営業時間：平日（土日祝日・年末年始除く）9:00～17:00